

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

手付ニ関スル報告

(発行年 / Year)

1910

手附ニ關スル報告

梅謙次郎

民法改正案第五百五十七條ニ於テ手附ニ關スル規定ヲ設ケテ雖モ同條ヲ談スル當時ニ在リテハ從來司法官ニ於テ取調セラルル民事商事慣例類纂ノ外本邦ノ慣習ニ付キ參考スヘキモノアラザリシカハ假ニ右ニ當ニ據リ傍ヲ本員等ノ最近本邦ノ慣習ニ適スルナラント想像スル所ヲ採リ同條ヲ起草シ委員會議場ニ於テ假ニ之ヲ議定セラレタリト雖モ之ト同時ニ各地商業會議所ニ照會シテ從來ノ慣習ヲ調査セシメ若シ其結果ニシテ同條ノ規定ト異ナル所アリハ更ニ其修正案ヲ提出スヘシコトヲ約シタルハ蓋シ委員諸君ノ記憶スル所ナラニ其

後漸次各地ヨリ回答ヲ爲シ來ツルニモ猶ホ其邊々スルモノハ之ヲ督促シ納メニシテ二十通ヲ得タリ又回答ニ到ラズニ從ヒ其地名ヲ調査セハ曰ク栃木、櫻、四日市、神戸、金澤、知多、大沢、長道、仙臺、奈良、廣島、高知、福才、赤岡、關、岡崎、豊橋、濱松、青森、大垣、東京、岡山、鹿兒島、博多、静岡、富山、京都、津、名古屋、熊本、岐阜是レナリ而シテ其回答ニ據シハ同條ノ規定ハ能ク多數地方ノ慣習ニ適合セルカ如シ今本會ヨリ各地ニ發シタル問題ニ付キ類別ヲ爲スルハ

第一 既成財産ニ於テハ賣買ニ付テノ手附ニ關スル規定ヲ設ケルト雖モ取ニ九、三〇以

國ニ於テハ汎ク契約ニ從フ規定トセルモノ

勘カウサルノミナラズ(澳九。八瑞債務法一
 七八、猶二章ニハ八乃至二九〇、同商ニハ五)本
 邦ニ於テモ往々賣買以外ノ契約ニ月テ之ヲ
 典フレコトアルカ如キヲ以テ初メ改正案ノ
 目錄ヲ草スレニ當リテハ之ヲ契約ノ總則中
 ニ配置シコト雖モ又退テ考フルトハ其
 最モ煩贅ナルハ賣買契約ニ於テナルコト固
 ヲリ論ヲ俟ツナルカ如キヲ以テ假ニ之ヲ賣
 買ノ規定中ニ收メ後ノ第五百六十條ヲ以テ
 之ヲ他ノ有價契約ニ準用スルモノトシル
 モ猶モ賣除ノ價額如何ヲ知ラシカ爲メ左ノ
 問題ヲ發シタルニ
 ナ附ヲ枝更スル慣習ハ如何ナル契約ニ付

テ存スルヤ

各地商業會議所ヨリ四答セシ所左ノ如シ

賣買ニ付テ存スト云フモノ 三十總數

請負ニ付テ存スト云フモノ 十

貸借ニ付テ存スト云フモノ 八

倉儲ニ付テ存スト云フモノ 五

是ニ於テカ前見ノ謬イサレコトヲ悟レテ殊
 ニ請負、貸借、倉儲ニ付テテ附ヲ枝更スル慣
 習存スト云フモノモ多ク、其場合稀ナル
 コトヲ附言セルヲ以テ益々改正案ノ妥當ナ
 ルコトヲ認メタリ(猶モ第五百八十五條ニモ)
 第二 既成法典ニ於テハ賣買ノ條約ニ附スル
 手附ニ付テノ改正案第五百五十七條ノ如

規定セリト雖モ取ニ込本邦ニ於テハ之ヲ
 附スルコトハ稀ニ外國ニ於テモ條約ニ
 附テ規定セルモノ稀ナルコトハ既ニ委員會
 議場ニ於テ説明セシ所ナク賣買ノ本契約ニ
 附スルヲ附却ニ右ノ效力ヲ有スルカ如キヲ
 以テ假ニ之ヲ改正案トシ猶モ各地ニ是ノ同
 題ヲ發シヨルニ

手附ヲ授受スルニ契約未ニ成立セサルコ
 トカリマ若シ之カリトセハ手附ノ效力如
 何

各地商業會議所ヨク回答セシ所先ノ如シ
 契約必ス成立スト云フモノ 二十六
 條約ニ手附ヲ附スルコトアリトシテモ

四

而シニ其之ヲ條約ニ附スルト本契約ニ附ス
 ルト效力ニ於テ差異ナキコトヲ附言セリ是
 ニ於テ改正案ノ妥當ナルコトヲ知レリ
 第三 既成法典ニ於テハ賣買ノ條約ニ於テ
 改正案ノ如ク規定シ本契約ニ於テハ手附
 ハ之ヲ準ハル者ノ爲メニ之ヲ解除ノ方法
 ト考ルニキク當則トセバ皆ク規定シ取三〇
 外國ニ於テモ單ニ之ヲ契約成立ノ證據ニ過
 キストスルモノナキニ非ヤルヲ以テ瑞債榜
 法一七八條三章ニハ八八同商ニハ五各地ニ左
 ノ問題ヲ發シヨルニ
 手附ノ授受ニ因リテ契約成立スルニ場合

ニ於テ手附ハ唯契約成立ノ證據ニ過キヤ
ルヤ特々之ヲ把握セハ結約者双方勝ヲニ
解約ヲ為スコトヲ得ルヤ

各地商業會議所ヨリ回答セシ所左ノ如シ
双方ノ為メ之ヲ解約ノ方法ト為スモノ

十六

之ヲ與フル者ノ為メニ之ヲ解約ノ
方法ト為スモノ

七

契約成立ノ證據ニ過キスト為スモノ

六

之ヲ過意約款ト為スモノ

一

是ニ因リテ改正条カ賣買ノ本契約ニ附スル

手附ノ賣主買主双方ノ為メニ解約ノ方法ハ
ルハキ旨ヲ規定シルノ妥當ナルコトヲ知

シリ

第四

右ノ回答ニ因リテ手附カ双方ノ為メニ

解約ノ方法ト為ルハ特々之ヲ與フル者ノ為

メニノ解約ノ方法ト為ルカヲ知ルコトヲ

得ヲリト難モ手附ヲ更シル者カ解約ヲ為

ス場合ニ於テハ異シテ改正条ノ如ク其手附

ヲ待還スハキ旨ヲ單ニ其更シタル手附ヲ

還付スルニ止マルハキヤ其他兩者ノ間ニ異

カノ差異ナキヲ保ヒサルヲ以テ豫メ左ノ問

題ヲ答レ置キタルニ

手附ヲ與フル者トシテ更タル者トノ間ニ

權利義務ノ差異アリヤ
各地商業會議所ヨリ回答セシ所左ノ如シ

差異ナレト云フモノ 十七

内
之ヲ異ナル者ハ之ヲ把握シ之ヲ受ケル者ハ之ヲ信達
シテ解約スト云フモノ 十四
契約成立ノ證據ニ過キスト云フ
モノ 三

差異アリト云フモノ 十一

内
之ヲ受ケル者ニハ解除權ナレト云フモノ 七
双方トモ解約ヲ為スコトヲ得サルヲ原則トスルモノ
ト異ナル者ハ例外トシテ解約ヲ為スコトヲ得ルニ之ヲ處ス
タル者ハ全ノ此權ナレト云フモノ 三
之ヲ受ケル者解約ヲ為ハトキハ二倍ヨリ送付ヲ送還ス
ト云フモノ 一

差異アルトナキト相半スト云フモノ 一

職業ニ依リ
之ヲ分テハ

内
差異ナレト云フモノ
四
契約成立ノ證據ニ過キスト云フモノ 三
之ヲ異ナル者ハ之ヲ把握シ之ヲ受ケル者ハ之ヲ
信達シテ解約スト云フモノ 一

内
差異アリト云フモノ
四
之ヲ受ケル者ニ解除權ナレト云フモノ 二
之ヲ受ケル者ハ之ヲ把握シ之ヲ受ケル者ハ之ヲ
信達シテ解約スト云フモノ 一
或ハ此ニテ送還シ或ハ之ヲ信達シテ解約スト云フモノ 一

此他ハ專ニ手附テ解約ノ方法アルコト
ヲ言ハルノミニシテ其双方ノ為メニ然
ルヤ否ヤヲ明言セス又本問題ニ答ハサルヲ以テ却テ双方
ノ為メニ解約ノ方法アルモノト解シ本問題ニハ第一條中ノ如ヘテ
是ニ於テカ益々改正者ノ必要ナルニシテ特レリ

第五

既成法典ニ於テハ買主カ手附トシテ金
錢ヲ賦ハタルトキハ原則トシテ契約成立ノ
證據ニ憑キストセルヲ以テ(取三〇)各
地ニ尤ノ問題ヲ發シタルニ

手附ハ金錢ニ限ルヤ將々他ノ物ヲ以テス
ルコトアリヤ若シ他ノ物ヲ以テスルコト
アリトセハ金錢ヲ以テスル場合ト異異ア
リヤ

各地商業會議所ヨリ回答セシ所尤ノ如シ

金錢ニ限ルト云フモノ 十八

他ノ物ヲ以テスルコトアリト云フモノ十一
而シテ他ノ物ヲ以テスルコトアリト云フモ
モノハ金錢ヲ以テスルト効力ニ於テ差異ナ

第六

既成法典ニ於テ契約ノ全部又ハ一部ノ
履行アリタル後ハ一切解約ヲ許サスト規定
セルハ極メテ穩當ニシテ能ク我カ慣習ニモ
適セルカ如ク見ユルヲ以テ改正案ニ於テモ
之ヲ採用セリト雖モ猶ホ各地ニ尤ノ問題ヲ
發シタルニ

手附ノ損失ニ因リテ解約ヲ為スコトヲ得
ハ十場合ニ於テ締約者ノ一方ヨリ契約ノ全

部又ハ一部ヲ履行シタルトキハ復々解約
ヲ為スコトヲ得サルヤ

各地商業會議所ノ回答セシ所尤ノ如シ

履行後ハ一切解約ヲ許サスト云フモノ 廿一

(十二手附金、契約成立ノ証拠ニ過キスト云
フモノノ回答ヲモ包含ス)

履行後解約ヲ許スト云フモノ 三

一部履行後ハ之ヲ許シテ全部履行後ハ之

ヲ許サスト云フモノ 二

慣習ナシト云フモノ 二

之ヲ映ハタル者ニハ解約ヲ許サスニテ之

ヲ受ケタル者ニノミ之ヲ許スト云フモノ 一

是ニ於テク改正案ノ妥當ナルコトヲ知レリ

第七 古着店、古道具、店考ニ、手附三日限ト掲出

セルモノ多キヲ以テ試ミニテ之ノ問題ヲ究シ

タルニ

手附ノ有効期間ニ一定ノ慣習アリヤ

各地商業會議所ヨリ回答セシ所尤ノ如シ

一定ノ慣習ナシト云フモノ 二十六

之アリト云フモノ 四

是ニ因リテ既成法典及ヒ外國ノ法典ニ於テ

ル如ク改正案ニ於テモ別ニ期間ニ關スル規

定ノ掲ケサルノ妥當ナルコトヲ知レリ

第八 第一ニ於テ既ニ手附ハ賣買ニ最モ多

キコトヲ認メタリト雖モ之ト同時ニ他ノ契

約ニモ手附ノ慣習ナキニ非サルコトヲ認メ

タリ故ニ左ノ問題ノ必要ナルコトヲ悟リテ
之ヲ察シタルニ

以上第一項乃至第七項ノ問題ニ付キ賣買

ト他ノ契約トノ間ニ差異アリヤ

各地商業會議所ヨリ回答セシ所左ノ如シ

手附ハ賣買ニノミ存スルヲ以テ本問ニ答
ハサルモノ
十五

差異ナシト云フモノ
十二

差異アリト云フモノ
二

不明ナルモノ
一

是ニ於テカ益々改正案ノ妥當ナルコトヲ知
レリ

(以上回答ノ數三十ニ滿タサルモノアルハ

仙臺商業會議所カ各問題ニ答ハサリシヲ
以テナリ)

以上ノ結果ニ依リ改正案カ多數地方ノ慣習
ニ適合スルコトハ粗明カナリ若シ夫レ反對
ノ慣習アル地方又ハ前案ニ於テハ其慣習ニ
依ルハ十ノミナラス當事者ニ於テ改正案第
五百五十七條ノ規定ニ異ナリタル意思ヲ表
示セシトキハ之ニ従フハキコトハ後ノ第五
百五十九條ニ由テ明カナルヲ以テ假ニ議定
セラレタル第五百五十七條ハ高モ之ヲ変更
スル必要ナキモノト信スルナリ